

論文

## 東北アジア単一食品市場形成のための共通食品安全 規格基準構築の可能性に向けての探求

Exploring the possibility of establishing common food safety standards  
for the formation of a single food market in Northeast Asia

李 柱炯

Lee Joohyoung

(翻訳) 藤原 凛

FUJIWARA Rin

抄録

東北アジア諸国は、食品産業の発展を促進し、安全・安心な食品を供給すべく、様々な規制と基準を設けているが、かかる規制及び基準は国によって異なる。各国における多様な規制と基準を理解し遵守することは、貿易活性化に必要な要素であり、食品輸出における重要なカギとなる。また、これらの基準の国際的調和は、食品安全水準の向上に資するのみならず、国際水準に適合しない規制の改善や労働力と各種コストの節減につながる。

本稿では、東北アジア市場の自由貿易を促進し、予防中心の食品安全協力体制を実現するための提言を行う。すなわち、既存の条約の改正や各国の食品安全担当部署間の非条約的協約による実質的な協議機構の設立、並びに食品安全管理制度の同等性確保が交易に及ぼす影響を加味した長期的・体系的なアプローチを試みる。

キーワード：東北アジア食品産業、共通規格基準、国際基準の調和、単一食品市場、  
食品安全

## 1. はじめに

各国は食品産業の発展を促進し、安全・安心な食品を供給すべく、様々な規制と基準を設けているが、かかる規制及び基準は国によって異なる。基準（標準）は、国際貿易や自国の産業発展の妨げになる場合もあるが、環境保護・安全保障や食品安全の確保、消費者の選択する権利の保障や情報提供等、様々な理由からその必要性も否定できない。一方、異なる基準の乱立は、生産者と輸出事業者の混乱を招き、結果として国家の産業を停滞させ、さらには基準の設定が恣意的になされる場合、保護主義の口実として利用されかねず、貿易摩擦に発展する可能性すらある。換言すると、これらの基準の国際的調和は、食品安全水準の向上に資するのみならず、国際水準に適合しない規制の改善や、労働力と各種コストの節減につながる。

とりわけ、食の安心・安全を保障するための規制と基準は、食品安全の基盤となる科学技術の開発と食品産業の発展を促し、かかる基盤が食品貿易を活性化させる循環構造を形成する。このような好循環を維持するには、各国が科学的根拠に基づく規制と基準を恣意的に解釈したり、政治的・経済的事情を保護主義の（貿易障壁等）の口実に利用しないことが求められる。さらに、自由貿易以外にも食品の安心・安全を保障するための、危害情報の迅速かつ正確な共有、並びに食品安全管理システムの規制と基準の共通化が重要となる<sup>i</sup>。

## 2. 自由貿易と食品安全のための国際基準・規格（標準）

人の健康を増進するための食品の衛生措置等に関する多様な議論を促すべく、世界保健機関（WHO）と国連食料農業機関（FAO）は強制力のない国際食品安全協議機構—CODEX を設立した。当初、CODEX 規格は任意基準に過ぎなかったが、1995年のWTOの発足に伴い、CODEX 委員会の決定事項が食品貿易の自由化のための国際基準とされ、これを上回る輸入規制は原則不必要な規制、すなわち非関税障壁とみなされるようになった。これは、不必要な安全基準及び表示義務を課すこ

とで食品の輸入を制限し、貿易の自由化を妨げる「保護主義」を退治するための国際措置の誕生を意味する。これにより、WTO 加盟国は、CODEX 委員会の基準を上回る食品安全・表示規制をかける際、相当強力な「科学的根拠」、すなわち当該食品が CODEX 基準に従った場合、リスクが高くなるという科学的・実証的な証拠の提示が義務付けられ、証明を欠く輸入規制は WTO 違反とされる。しかし、近時アメリカの食品安全現代化法及び付属規定の新設や、EU 共通食品法規則と衛生規則の改正など、WTO 基準を上回る各国食品法の規制の強化が相次ぎ、保護貿易主義が深刻化している。

他方、国際的な食品貿易量の増加に伴い、自国の安全を確保するためには、国外で生産された食品の基準・規格（標準）が、自国及び国際基準と調和することが極めて重要となる。自給自足の経済システムを維持する国家でない限り、交易国は輸出市場を拡大しようとする輸出国の立場と、自国民の健康と農食品市場を保護しようとする輸入国の立場を、コインの両面のごとく持ち合わせる。ここで留意すべきは、CODEX のような多国間交渉は、様々な立場の主体が参加し、多様な利害関係の対立のなかで合意（Consensus）を導出するのが困難なため、各国は自国の利益に資する協議部会を要求し、部会の中で有利な立場を占めようとするのが実情である。各々の部会で展開される活動の一貫性を保持するのが困難なため、加盟国や地域を含む政府間国際組織で策定される規格・基準の重要性が、一層際立つ。CODEX の決定事項の多くは、科学的根拠のもと大きな議論なしに進められる一方、多様な企業や国家の利益等の市場主義原理により、科学的根拠に背く決定がなされることもしばしばある<sup>ii</sup>。

他方、主に西側先進国の主導で基準規格の設定がなされる CODEX 基準の特性上、基準規格設定の議論の過程に関与できない一部のアジア諸国にとって、当該基準は輸出入過程で不利に働くことがあり、対応策を用意する必要がある。有機農産物を例に挙げると、韓国における有機農水産物の基準は、農薬及び化学肥料を使用しない移行期間を3年以上経過した耕作地で、有機農法にて栽培する農産物と規定されているが、CODEX による有機食品ガイドラインは、生態系全体に対する生産管理シス

テムの概念として規定されており、有機材料（有機堆肥・有機飼料など）から製造された有機農畜産物を再び有機材料として使用する一つのサイクルを前提としており、地域的・気候的特性上畜産と耕種農業を同時に運営できないアジア諸国にとって、完全な有機農サイクルの実現は難しく、事実上基準に合わせる事が不可能である。また、水産物の基準を例にとってみても、伝統的に水産食品の消費が多く、近年中国の消費量の急増により最大の水産食品市場となった東アジアの場合、水産動物のみならず海藻類などの水産植物も多く摂取しているが、CODEX 等国際機構による国際規格の新設は追いついていない。

WTO 体制以前の食品衛生は、他の安全分野同様に国民の安全を最優先して管理すれば足りる分野だったが、現在の食品安全は国際調和という名のもと、強大国による経済的・国際的論理と、科学的基準という高度の技術的手段によって支配される複雑難解な分野となっている。このような環境の中で、食品安全について議論する交渉の場は、国際レベル・地域レベル・両者（両国）等、多元化し拡大する傾向にあり、制度的平等性を確保するための努力が進行中である<sup>iii</sup>。

### 3. 北東アジア食品環境の緊密性と協力

#### 3.1 同一食文化圏としての韓・中・日

北東アジアは、農産・水産・畜産物を発酵させ、主食であるご飯とともに食することで味と栄養を充足させ、保存性も確保する食文化を有し<sup>iv</sup>、歴史的にも緊密な関係を持つ韓国と中国・日本の食文化の類似性は諸外国の比にならない<sup>v</sup>。また、社会的・人口的与条件により、程度の差はあっても、韓中日三ヶ国ともに所得の増加・高齢化・独身家計の増加・女性の経済参加の拡大等共通する社会的変化により、食品消費のパターンも類似する方向性を示している。つまり、三ヶ国ともに食品の質的向上を追求する段階に突入し、外食の割合が増加するとともに、穀類の消費が減少傾向にある。

### 3.2 重要な食品交易国としての韓・中・日

次の表の通り、2018年現在の韓国の食品<sup>vi</sup>輸出総額は約93億ドルで、総輸入額は約414億ドルとなっている。そのうち、日本と中国に対する輸出額は約36億ドルで全体の36%に相当し、輸入額は約69億ドルで全体の17%を占める。

表1 2018年韓国輸出入額

| 輸出額 |    |           | 輸入額 |      |           |
|-----|----|-----------|-----|------|-----------|
| 順位  | 国家 | 金額 (百万ドル) | 順位  | 国家   | 金額 (百万ドル) |
| 1   | 日本 | 2,084.1   | 1   | 米国   | 9,652.3   |
| 2   | 中国 | 1,501.6   | 2   | 中国   | 6,117.9   |
| 3   | 米国 | 1,080.0   | 3   | 豪州   | 2,613.2   |
| 4   | 越南 | 584.9     | 4   | 越南   | 2,321.5   |
| 5   | 香港 | 424.2     | 5   | ブラジル | 1,972.1   |
|     |    |           | 13  | 日本   | 799.1     |
| その他 |    | 3625.5    | その他 |      | 17945.4   |
| 総計  |    | 9,300.3   | 総計  |      | 41,421.5  |

\* 出典：韓国農水産物食品流通公社、農林水産食品輸出入動向及び統計、2018。

中国の場合、2017年基準で食品の総輸出額は約751億ドルで、総輸入額は約1千246億ドルだった。そのうち、韓国と日本に対する輸出額は約149億ドルで、全体の輸出量の19.9%にあたり、輸入額は約17億ドルで全体の1.4%に相当する。

表2 2017年中国輸出入額

| 輸出額 |    |             | 輸入額 |          |              |
|-----|----|-------------|-----|----------|--------------|
| 順位  | 国家 | 金額 (百ドル)    | 順位  | 国家       | 金額 (百ドル)     |
| 1   | 日本 | 1,022,247.1 | 1   | 米国       | 2,408,356.0  |
| 2   | 香港 | 980,693.5   | 2   | 豪州       | 899,623.3    |
| 3   | 米国 | 765,769.6   | 3   | カナダ      | 661,828.8    |
| 4   | 韓国 | 475,953.0   | 4   | ニュージーランド | 600,468.3    |
| 5   | 越南 | 458,146.9   | 5   | インドネシア   | 469,273.5    |
|     |    |             | -   | 韓国       | 92,226.1     |
|     |    |             | -   | 日本       | 80,131.6     |
| その他 |    | 3,810,772.1 | その他 |          | 7,256,158.2  |
| 総計  |    | 7,513,582.2 | 総計  |          | 12,468,065.8 |

\* 出典：中国商務部、中国農水産物輸出入月間統計報告書、2017。

日本の場合、2018年現在の食品輸出額は約9千億円で、総輸入額は約9億7億円である。そのうち、韓国と中国に対する輸出額は約2千7百億円で、全体の農林水産物の輸出量の21.8%にのぼり、輸入額は1千5百億円で全体輸入量の16%にあたる。

表3 2018年日本の輸出入額

| 輸出額 |    |         | 輸入額 |     |           |
|-----|----|---------|-----|-----|-----------|
| 順位  | 国家 | 金額 (万円) | 順位  | 国家  | 金額 (万円)   |
| 1   | 香港 | 211,501 | 1   | 米国  | 1,807,695 |
| 2   | 中国 | 133,756 | 2   | 中国  | 1,247,749 |
| 3   | 米国 | 117,644 | 3   | カナダ | 587,478   |
| 4   | 台湾 | 90,342  | 4   | タイ  | 571,550   |
| 5   | 韓国 | 63,479  | 5   | 豪州  | 570,337   |
|     |    |         | 8   | 韓国  | 277,858   |
| その他 |    | 290,035 | その他 |     | 4,606,124 |
| 総計  |    | 906,757 | 総計  |     | 9,668,791 |

\* 出典：農林水産省、農林水産物輸出入現況、2018年

以上をまとめると、韓中日各国は、互いに食品の輸出・輸入において大きな割合を占めており、北東アジア全体の食品市場は約1兆6,500ドルと、EUの2兆ドル、北米の1兆3,500ドルと、同規模の食品市場を形成している。

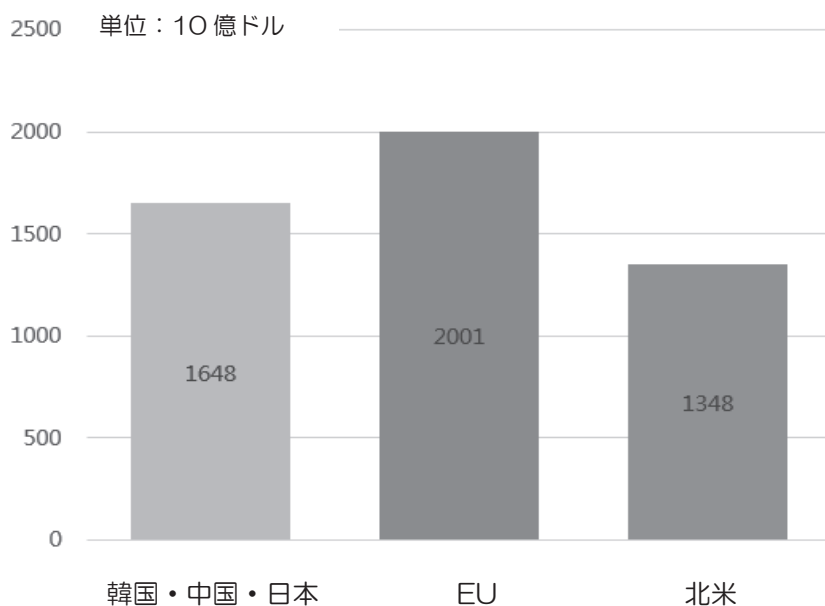


表4 EU、北米と東北アジアの食品市場の比較

### 3.3 食品事故による韓・中・日の協力

北東アジアは地理的に近接しており、儒教文化圏・漢字文化圏の共通性を有し、基本的には大陸法系に属するのみならず、過去には中国の法体系が、近代以降は日本の法体系が、三国の法体系に多大な影響を及ぼしている<sup>vii</sup>。

一方、頻発する食品事故をうけ、関係国間の協定・条約の締結、関連制度・基準の改善、輸出国による安全管理の強化、交渉を通じた問題解決に向けた努力等、様々な予防措置がとられている。協定・条約の締結は、関係国家間における持続的な協力の代表的な形態で、中国産鉛入りワタリガニ事件の影響で2001年4月には、「韓中水産物衛生管理に関する約定」が締結され、マラカイト・グリーン検出事件後、中国政府と「活魚衛生協定」(2005年10月)を締結した<sup>viii</sup>。このように、事故防止のための国家間協力措置の一環として、輸出国の関連制度は改善されつつある<sup>ix</sup>。



### 3.4 韓・中・日の常時協力体制の構築

常時的な協力体制の構築を通して信頼関係が形成されれば、食品安全及び関連問題が発生した際、関係国間の迅速な対応と食品の安全性の強化につながる。韓中日三ヶ国は、2009年に開催された「第3次韓中日保健長官会議」において、三ヶ国の食品安全分野の交流及び協力を強化する組織を設立するための「食品安全協力に関する覚書」を締結した。この他にも2003年韓国と中国の間で締結された「韓中食品安全協力協定」(2003)、2010年に中国と日本の間で締結された「中日食品安全協力推進覚書」等が存在する一方、韓国と日本の間には特段の食品安全関連条約は存在しない。さらに、「韓中日食品安全協力に関する覚書(2009)」、「韓中食品安全協力協定(2003)」、「中日食品安全協力推進覚書(2010)」等も、関係国間における食品安全のための協力関係の構築を明示的に宣言している。これらの条約は、共通して食品の安全性に関する情報の交換が中心となっており、技術交流及びシンポジウム・会議等の開催、問題発生時の対応措置等常時的な協力体制に向かっているが、さらなる具体化が必要と思われる。

## 4. オーストラリア・ニュージーランドの共通食品安全管理モデル

### 4.1 相互協力のための条約締結

オーストラリアとニュージーランドは、元英国植民地として歴史的・文化的背景を共有しており、経済面・通商面での結束も深かったことから、両国にとっては初となる自由貿易協定(FTA) — 「オーストラリア・ニュージーランド経済緊密化協定(ANZCER)」を締結した。両国は、食品の安全性を保障するための共同対処として規制の共通化を推進し、「食品基準条約(1995)」を締結した。食品基準条約は、食品の基準を調和させ、両国間のコンプライアンス・コストを削減し、規制による貿易障壁をなくす目的で、1996年に発効した。オーストラリア・ニュージーランドの共通食品公典は、食品基準条約の締結から5年経過した2000年に、オーストラリア・ニュージーランドの食品安全基準

(Australia New Zealand Food Standards Code、ANZFSC) として採択され、2年間の猶予期間を経て、2002年度から施行された。

また、オーストラリア（英連邦）と州・準州政府及びニュージーランド政府が、「オーストラリア・ニュージーランド認定に関する法律 1997」に基づいて締結した非条約型協約により、1997年5月1日、オーストラリア・ニュージーランドの相互認定協定（TTMRA）が発効した。これにより、自国で生産または自国に輸入した食品が、当該国の食品基準に適合すれば、相手国でも法的に販売できるようになり、ニュージーランドからオーストラリアに輸出した食品のほとんどは、オーストラリアの食品公典適合検査を受けずに済み、これは逆の場合も同様である。

#### 4.2 オーストラリア・ニュージーランドの食品規制システム

1991年に設立されたオーストラリアの食品安全局（National Food Authority、NFA）が再編され、1996年に食品安全基準（ANZFSC）の管轄機関として、オーストラリア・ニュージーランドの食品安全局（FSANZ）が設立された。そして、オーストラリア・ニュージーランドの食品規制閣僚理事会（ANZFRMC）は、オーストラリア連邦政府とオーストラリアの各州及び特別区、ニュージーランド政府の保健及び関連管轄大臣によって構成されており、両国の食品規制に関する基本方針を策定する最高議決機関となっている。

オーストラリアとニュージーランドの共同食品規制システムは、大きく食品政策・食品基準・施行および執行の3つに分類できる。食品政策業務は、食品規制閣僚会議・食品規制常任委員会・食品規制施行小委員会と各国の関連機関が、食品の基準は、両国の共同機関であるオーストラリア・ニュージーランド食品基準庁（FSANZ）が担当し、科学・技術的基準と長官会議ポリシーに合った食品公典（Food Code）を樹立した。

表5 オーストラリア・ニュージーランドの共通食品規制システム

| 担当機関  | 役割  |
|---|---|
| <p>オーストラリア・ニュージーランドの食品規制閣僚会議<br/>(Australia and New Zealand Ministerial Forum on Food Regulation)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 食品規制政策開発</li> <li>- オーストラリア州・準州、オーストラリアおよびニュージーランドの食品規制閣僚で構成された、オーストラリア・ニュージーランドの食品規制閣僚理事会 (Australia and New Zealand Food Regulation Ministerial Council) の集まり</li> <li>- オーストラリア保健省次官が議長、その他ニュージーランド大臣、オーストラリア州・準州保健省長官、オーストラリア関連政府 (1次産業、消費者)</li> <li>- オーストラリア地域政府連合 (ALGA) はオブザーバーの資格</li> </ul> |
| <p>食品規制常任委員会<br/>(Food Regulation Standing Committee, FRSC)</p>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 閣僚会議への政策アドバイスの役割</li> <li>- 全国食品基準施行及び執行の一貫化</li> <li>- 閣僚会合に所属する一部の長官で構成</li> </ul>   |
| <p>食品規制施行小委員会(ISC)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 一貫化されたポリシーの施行を調整</li> </ul>  |
| <p>オーストラリア、ニュージーランド、オーストラリア州・準州食品規制省庁と機関</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保健省関係省庁を中心に、産業部・農業部・一次産業省・食品当局で構成</li> </ul>   |

## 5. 結論

WTO-SPS 協定以来、世界各国は CODEX が採択している規格・ガイドライン、及びその他の勧告事項に基づいて食品に対する基準及び規格を設定しているが、国別の食文化や産業環境などの違いにより、各国が適用している食品安全関連基準はそれぞれ異なり、これは国家間の協力を阻害する要素になりかねない<sup>x</sup>。例えば、有害物質の残留基準の場合、国家別の食品の摂取量・栽培環境・農薬の使用パターンなどの違いにより、規定の仕方は違ってくるため、安全事故発生時の国家間の摩擦など、適切な対応が困難な場合がある<sup>xi</sup>。一方、主に西側先進国の主導で基準規格の設定がなされる CODEX 基準の特性上、基準規格設定の議論に関与していない一部のアジア諸国は、CODEX 基準が輸出入過程で不利に働くことがあり、対策を講じる必要がある。韓中日の食品事故をうけ、三カ国の食品安全分野の交流と協力のために「食品安全協力に関する覚書」などの条約はすでに締結されているが、その内容が食品の安全性に関する協力の基本的な方向性と主な推進事項程度にとどまっており、改善が求められる。三カ国間の農食品交易の増加により、食品事故が頻発し、規模も急激に拡大しているにもかかわらず、既存の三ヶ国間の食品安全協力は、問題が発生してはじめて、その解決のために一時的に行われるにすぎない<sup>xii</sup>。つまり、既存の事後対応中心の安全管理政策には限界があり、事前予防措置による食品安全確保システムに移行する必要がある。また、北東アジアの食品市場の自由貿易を促進し、食品の安全性を確保するためには、実質的な協力システムの展開が必要で、そのためには既存の条約の改正、もしくは各国の食品安全担当部署間の非条約的協約を通じた実質的な協議機構の設立が必要となる。この点、すでにオーストラリア・ニュージーランドの食品安全管理モデルが存在し、順調に運用されており、韓中日も条約や非条約的協約などを利用した、共通の食品安全基準規格を作成するための機関の設立と運営方法などを考案し、調和できるものとする。韓中日は類似した食文化、行政・法律システムのみならず、アメリカ・EU に匹敵する食品市場を形成する食品貿易の重要なパートナーであると同時に、重要な同盟国であるため、食品産業および食品安全の発展に資する共通目標のもと、協力していくことが望まれる。

- 
- i 李柱炯（2018）食品安全管理システムの改善およびガバナンス確立のための研究、食品医薬品安全処。
- ii 投票によって策定される基準は多くないが、次第に増加傾向にあり、経済的に重要な基準については、食品企業とビジネス資本等によるロビー活動が活発に行われている。CODEX 規格が投票によって採択された具体的な事例を見ると、第 19 回（1991 年）と第 21 回（1995 年）の成長ホルモンの残留基準値（MRL）、第 22 回（1997 年）ナチュラルミネラルウォーターの基準の修正、「食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価及び認証に係るガイドライン」の採択に対する投票（CAC/GL26-1997）、BST の MRL 検討延期につき、2 次投票まで行われたケースが挙げられる。その後も第 30 回（2007 年）エメンタールチーズの改正規格案に対し、スイスが表示部会に対し、検討の返還を求め、第 34 回（2011 年）ラクトパミン（Ractopamine）の MRL を投票で決定すべきかについて投票、第 35 回（2012 年）ラクトパミン（Ractopamine）の MRL に関し、2 次投票（①一般投票／秘密投票のいずれかを選ぶかの投票の後、②MRL の採択に対する投票）などが、行われている。
- iii 李柱炯（2017）、食品衛生法の現代化のための法令整備方案研究、食品医薬品安全処。
- iv 西洋では、畜産業の発達に支えられ、畜産発酵食品が発達し、原乳を利用した乳製品とチーズが代表的な生産物となっており、キムチや塩辛・魚醤・味噌類等、農水産物が発達した東洋では発酵食品が多く食されている。
- v 韓国農村経済研究院（2008）、韓中日青少年の食品消費に関する比較分析。
- vi 1 次産品から加工食品までの含めた食品全体の総称である。
- vii 北東アジアは、西洋とは異なる言語と文化、とりわけ独自の法・行政文化を共有しており、過去に食品衛生法を制定する際、韓国と中国は日本の食品衛生法の影響を強く受けた。
- viii この他にも、3 国では以下のような事件があった。2000年に中国政府は、ワタリガニ内部に鉛が注入された責任が中国側にあるという立場を堅持し、

---

鉛を注入した主犯・経路等、事件の真相が解明されないまま、捜査は終結した（中国産鉛入りワタリガニ事件）。2008年に発生した中国産冷凍餃子の農薬検出事件の解決過程において、日本は中国と農薬の混入時期について対立し、事故が発生してから2年あまり経過した2010年に、中国の関連工場で働いていた従業員が逮捕されたことで、ようやく事件が終結した（中国産冷凍餃子事件）。2005年間国産の輸入キムチから寄生虫の卵が検出しされたと発表され、両国間の貿易摩擦に発展した（寄生虫キムチ事件）。

- ix 例えば、2004年、中国産の蒸し米から二酸化硫黄が検出された事件をうけ、輸出国である中国は、輸出用の蒸し米に対し、地方税関出入国管理検疫衛生証明書の提出を義務付け、再発防止のために韓国に輸出するすべての蒸し米製品を対象に、二酸化硫黄の残留検査を実施することとした。また、中国産水産物からマラカイト・グリーンが検出された事故をうけ、環境部はマラカイト・グリーンを取扱制限物質に指定し、食用魚類の消毒剤として誤用されることを防止するよう、告示を改め（2006. 2）、食薬庁は輸入販売業者による不適合製品の不法流通を防止するために、輸入届出方法を改善した（2006. 5）。
- x 韓国農村経済研究院（2010）、韓中日農食品安全管理システムの比較と相互協力方案。
- xi 2005年、中国産キムチから鉛が検出されたという政府の発表があったが、当時の韓国にはキムチの重金属残留許容基準が設けられておらず、かかる検出値は中国の基準値（0.2 ppm）以下であったため、中国との外交摩擦に発展した。
- xii 韓中食品安全協力約定（2003）は、2005年キムチ寄生虫卵事件など、事件ごとにcase-by-caseで進められてきたため、継続性に欠け、形ばかりの協力を陥っている。また、韓中日の食品安全協力に関する覚書（2009）は、情報交換・技術交流・会議の開催などの食品事故に関連して、事後管理に重点が置かれている点で、問題点を指摘できる。

## 参考文献

李柱炯（2018）食品安全管理システムの改善およびガバナンス確立のための研究、食品医薬品安全処

李柱炯（2017）、食品衛生法の現代化のための法令整備方案研究、食品医薬品安全処。

韓国農村経済研究院（2008）、韓中日青少年の食品消費に関する比較分析

韓国農村経済研究院（2010）、韓中日農食品安全管理システムの比較と相互協力方案

韓国農水産食品流通公社（2018）、農林水産食品輸出入動向および統計

中国商務部（2017）、中国農産物輸出入月刊統計報告書

日本農林水産省（2018）、農林水産物輸出入現況